

加盟倶楽部各位

平成 29 年 2 月 21 日付で加盟倶楽部へ郵送いたしました「一般社団法人関東ゴルフ連盟社員入会申込書」等について、事務局に以下の問い合わせが多く寄せられている為ご説明いたします。

Q.新たに入会金が発生するのか？

A.発生しません。

Q.年会費はどうなるのか？

A.金額は従来と変わりありません。

請求の時期は、法人化移行手続き中の為、準備でき次第発送いたします。

Q.社員代表者とは何か？

A.文字通り社員を代表する方で、詳細については下記の定款、細則をご参照ください。

(定款：第 10 条、第 24 条、第 27 条。 細則：理事及び監事細則 第 1 条)

定款第 10 条「社員は、入会と同時に 2 名以内の社員代表者を書面にて当法人に届け出なければならない。」

の通り、予め 2 名以内をお届けください。

なお、その内の 1 名を上段の社員代表者欄にご記入ください。

お届けいただいた社員代表者名は、社員内で変更があった場合、HP 上で随時修正することが可能です。

以上